

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分担当名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	旅館業営業許可
概要	旅館業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には旅館業の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、旅館業を経営しようとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	旅館業法（昭和23年7月12日法律 第138号） 第3条
審査基準	<p>1 許可申請書には、次の書類が添付されていること。ただし、旅館業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合で、次の添付書類(1)から(4)、(6)から(13)及び(15)のうち譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。</p> <p>(1) 構造設備の概要 (2) 構造設備確認票 (3) 建築基準法に基づく検査済証の写し又は仮使用認定通知書の写し（ただし、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、当該営業施設が安全であると認められた場合は、この限りでない。） (4) 消防法令に基づく適合通知書 (5) 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書 (6) 周囲300メートル以内の見取図 (7) 配置図 (8) 各階の平面図（部屋又は玄関帳場、食堂等のスペースごとに位置、面積を明示したもの） (9) 立面図（外観の形状及びマンセル表色系で色彩を明示したもの。前営業者から施設を引き継いで営業する場合は、全景写真でも可） (10) 使用水が水道により供給される水以外のときは、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第1項に規定する水質基準に関する水質検査成績書の写し (11) 広告塔、広告板、その他屋外広告物及び屋外照明設備等の図面（形状及び色彩並びに設置場所を明示したもの） (12) 玄関帳場展開図又は投影図 (13) 給水・給湯・排水系統図 (14) 新・旧の比較図面等（増改築等の場合） (15) 大阪市旅館業法の施行等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第4号（条例第4条第2号で準用する場合を含む。）の規定により玄関帳場等を有しない場合は管理事務室が宿泊施設から1,000メートルの区域内にあることを明らかにした見取図 (16) その他保健所長が必要と認める図書</p> <p>2 新築又は改築で新たに許可申請を行う場合 (1) 別に定める「大阪市旅館業規制指導要綱」に基づき、建築計画届等の手続きが完了していること。 (2) 許可申請書類の内容が、建築計画届の内容と相違がなくかつ旅館業法、旅館業法施行令、条例及び大阪市旅館業法の施行等に関する規則の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 (3) 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと。 (4) 当該建築物について、建築基準法違反が疑われる場合は、建築基準法担当部局から施設が安全である旨の回答を得られること。</p> <p>3 上記2以外の場合で許可申請を行う場合 (1) 許可申請書類の内容が、旅館業法、旅館業法施行令、条例及び大阪市旅館業法の施行等に関する規則の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 (2) 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと。</p>
標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規許可申請の場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）</li> <li>・承継等による許可申請で旅館業法第3条第4項等の照会が必要な場合は、50日間（ただし、閉庁日は除く。）</li> <li>・承継等による許可申請で旅館業法第3条第4項等の照会が不要な場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）</li> </ul>
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	22,000円（事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については16,300円）
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課

様式 1

ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html</a>
備 考	